

令和6年度 第1回 介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和6年6月20日（木）午後2時00分から午後3時30分まで

開催場所 横須賀市役所 消防局庁舎4階 災害対策本部室

出席者

【委員】橋本委員長、大島副委員長、秋澤委員、五十嵐委員、工藤委員、高崎委員、玉井委員、三浦委員、安田委員

（欠席） 武尾委員、金井委員、嶋口委員、白井委員、仲委員、星名委員

【事務局】介護保険課：茂木課長、北川課長補佐、本松係長、塩谷係長、桂係長、国部主査、安藤係長、大野主任、青井主任、村岡、山崎

福祉総務課：清家係長

地域福祉課：中島課長

指導監査課：森課長、佐藤課長補佐、高山主査、澤村主任、坂田

福祉施設課：青木次長、関川主査、高木

健康増進課：竹内主査

【傍聴者】2名

1 開 会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

2 事務局の紹介

今年度の人事異動に伴う事務局職員の変更を報告した。

3 議 題

（1）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から【資料1】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 4ページの給付費の表について、確認したい。予算時には必要な給付費を見込み、その給付費に対して必要な額の保険料を徴収していると承知している。表では予算残額が生じているが、未執行となり使われなかった予算に対する保険料がどのように取り扱われているか確認したい。

事務局 予算残額が生じた結果、未使用（未充当）となる第1号被保険料は、介護保険給付費準備基金に積み立てることとなる。

委 員 基金に積み立て、翌年度に繰り越すということで承知した。ところで、介護保険給付費準備基金とは市の基金か。

事務局 基金条例に基づき、横須賀市が設置している基金である。

(2) 地域密着型サービスについて

【意見聴取事項（事前）】

地域密着型サービス事業者等の指定に係る意見について

事務局から【資料 2】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員長 現地写真を確認すると小型のエレベーターが設置されているが、エレベーターに係る設備基準はあるのか。

事務局 エレベーターに係る設備基準は、特段ない。

委員長 承知した。

【意見聴取事項（事後）】

地域密着型サービス事業者等の指定に係る意見について

事務局から【資料 3】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 1 ページの表中に「その他の利用料」として、「交通費 実費」との記載がある。デイサービスの基本報酬には送迎費用も含まれているはずだが、これはどういうことか。

事務局 資料に記載している交通費の実費負担は、通常の実施地域以外のエリアでサービス提供した場合に徴収しているものである。

委 員 「通常の事業の実施地域」の欄に書かれている横須賀市の一部以外ということか。

事務局 そのとおりである。

委 員 横須賀市の一部とはどの地域なのか。

事務局 資料を持ち合わせていないため、具体的にどの地域とは明言できないが、事業所の所在地の周辺であると推測される。

委 員 承知した。今後は実施区域を詳しく示してもらった方がわかりやすい資料となるので、対応をお願いしたい。

事務局 次回以降は、委員ご提案のように対応する。

- 委員 質問ではなく、意見である。
- 7ページの②玄関の写真だが、この写真では上がり框付近に手すりが設置されているか確認できない。必要に応じて転倒防止のための手すりを設置すべきと考える。また⑥の相談室だが、高齢者が相談する場所であるのに背もたれのない丸椅子であったりと相談室として相応しくないものが設置されていると感じた。加えて8ページの⑪の洗面台のペーパータオルも奥に設置されており、水がぼたぼた垂れて不衛生な印象を受けた。可能であれば事業者には改善をしていただきたいと思います。
- あと、16ページの⑥事務室の写真だが、机の上が非常に乱雑な印象をうけるので、可能であれば事業者には改善をしていただきたいと思います。
- 事務局 玄関の上り框あたりの手すりの設置及び相談室の改善については、事業者に対し可能であれば対応を講ずるよう伝えたい。
- また、事務室の整理についても、事業者に対し同様に伝えたい。

【報告事項】

①地域密着型サービス事業所の指定更新について

②地域密着型サービス事業等の廃止について

③居宅介護支援事業者に対する介護予防支援事業所の指定について

事務局から【資料4-1】、【資料4-2】及び【資料4-3】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 【資料4-3】について制度改正後の4月1日から、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所は、1事業所だけだったということか。
- 事務局 居宅介護支援事業所の指定を受けている事業所は116か所あるが、今のところ申請に至っているのは1事業所のみである。
- なお、他に3事業所ほど問い合わせがあったので、今年度中にいずれ指定する可能性はあると思う。
- 委員 この制度改正は地域包括支援センターの負担軽減に繋がる切実なものであると考えているが、保険者としての方針等はあるのか。
- 事務局 指定を受ける事業所が増加してもらいたいとの思いは有しているが、業務量の増加に伴い、居宅介護支援事業所の業務に支障を及ぼしてもいけないので、今後の動向を注視していきたいと考えている。
- 委員 【資料4-2】ライフサポートいずみの廃止理由が「利用者なし」とあるがこれはどういうことか。

事務局 当該事業所は既存のグループホームが、その設備を活用してサービス提供を行う共用型認知症対応型通所介護事業所として指定を受けていたものである。本体のグループホームは事業を継続しているのだが、その余剰部分で受けているデイサービスの利用者が数ヶ月の間、いなくなってしまうため、経営判断で、デイサービスの部分だけ廃止をするというものである。

3 情報提供

(1) 第8期介護保険事業計画に基づく施設等の整備実績について

事務局から【資料5】に基づき説明を行った。なお、委員から質疑はなかった。

(2) 第9期介護保険事業計画に基づく施設等の整備予定について

事務局から【資料6】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 審査会の選定要件について確認したい。選定基準として地域特性、例えば施設等が充足している地域は点数が低く、不足している地域は点数が高い等の基準を設け、整備を進めたい地域があるのか。あるいは、全市的に事業所数が増加すれば良いという考え方なのか。

事務局 事業所がまだ充足しない、追浜圏域、田浦圏域及び久里浜圏域での整備を想定しているため、当該圏域に応募した事業者には、採点配分を多くする。そのような選定方法を行う予定である。

委員 承知した。

委員 小規模多機能型居宅介護事業所と看護小規模多機能型居宅介護事業所を合わせて3事業所整備するとの記載があるのだが、内訳はあるのか。それぞれ特性が異なるので、合わせて3か所というのは如何なものかと感じる。

事務局 計画で分けて計上できればより良かったと思うが、実情としては、どちらの事業所にも参入してもらいたいという思いで整理を行った。

委員 特性が異なる事業所であるので、もっときめ細やかな計画策定を行うべきであると思う。

事務局 委員からのご指摘も含め、整理を行い、今後の計画に役立てていきたい。

委員 整備数について確認を行いたいですが、第9期計画期間中、つまり今後3年間の整備計画数が3事業所ということで、間違いはないか。

事務局 そのとおりである。

- 委 員 仮に9期計画中に3事業所の整備ができなかった場合は、次期（第10期）計画に繰り越すこととなるのか。
- 事務局 その場合の取り扱いについては、次期計画の策定作業の中で改めて整理していくこととなる。
- 委 員 小規模多機能型を利用する目的と看護小規模多機能型を利用する目的は、医療依存度によって異なってくる。その点については、十分理解してもらいたい。それを踏まえたうえで整備計画を整えてもらいたいと思う。
- 事務局 貴重なご意見ありがとうございます。
- 委 員 小規模多機能型居宅介護事業所と看護小規模多機能型居宅介護事業所は、総量規制の対象ではないと理解している。そのため、計画数が3事業所であっても実際には5事業所の開設希望があった場合、補助金の対象となる事業所は3事業所のみという整理か。
- 事務局 現在、補助金の対象としているのは3事業所のみである。
- 委 員 そうすると選定外となった事業者は、自己資金で行うこととなるのか。
- 事務局 そのとおりである。

（３）介護保険制度の主な改正内容について

事務局から【資料7】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委 員 地域区分の改正に伴い、利用者負担が増加すると思うが、利用者から苦情等があるのか。
- 事務局 現時点では、苦情を受けた事例はない。
- 委 員 介護給付費準備基金は保険料の軽減のみに使用されるのか。
- 事務局 介護給付費準備基金は、基金条例において「保険給付のための必要な費用に充当」と規定されているため、保険給付の財源としてのみ活用することが可能である。財源として活用した分、第1号被保険者が負担すべき金額が減額されるため、結論としては、委員ご指摘のとおり第1号被保険者の保険料が軽減されることとなる。

5 その他

事務局から案件はなかった。

6 閉 会

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上